

報道資料

令和3年8月4日

水循環・森林・景観環境部 森と人の共生推進課 担当：松田、吉田

ダイヤルイン：0742-27-8115

県土マネジメント部 砂防・災害対策課 担当：伊藤、堀川

ダイヤルイン：0742-27-7513

地域デザイン推進局 建築安全推進課 担当：前田、内田

ダイヤルイン：0742-27-7573

林地開発に関する盛土の調査について

静岡県熱海市伊豆山地区と類似の盛土を伴う林地開発の造成地を対象に点検調査を実施

1. 緊急点検調査の対象箇所：39箇所

緊急度・優先度から土砂災害警戒区域(注1)及び区域の上流域における過去20年間(平成13年度～令和2年度)の林地開発(林地開発許可・伐採届等)の箇所を対象

また、この区域に限らず、現在、指導・監視中の箇所も対象

①土砂災害警戒区域及び区域の上流域(許可・届出)	
林地開発許可	24箇所
伐採届	6箇所
	<u>計30箇所</u>

②指導・監視中の箇所(無許可)	
土砂災害警戒区域及び区域の上流域	4箇所
同区域以外	5箇所
	<u>計9箇所</u>

注1) 土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、自然現象が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生じる恐れのある区域と定められている。自然現象の区分により「①土石流」、「②地滑り」、「③急傾斜地の崩壊」に分類される

2. 調査方法

①緊急点検調査（1次調査）

（調査内容）盛土の亀裂、湧水、土砂流出、排水溝の破損等を調査

（判定基準）目視点検により異常の有無を把握

②詳細調査（2次調査）

調査で「異常あり」と判断された箇所については、詳細調査を実施

調査結果をもとに、対策を検討・実施

③実施体制

県職員による調査チームを編成し実施

（伐採届による開発箇所については、市町村と連携して調査を実施）

3. 点検調査の時期

令和3年8月5日より開始

緊急点検調査（39箇所）は、8月末を目途に異常の有無を判定

4. 緊急点検調査に続き実施する箇所

緊急点検調査に続き、次に優先度の高い調査箇所として、県内全ての林地開発許可及び伐採届（1ha以下の開発等）の中から、市町村と連携して指導履歴等のある土地を抽出して、年内を目途に、緊急点検調査と同様の調査を実施

さらに、これらの現地調査の対象とならなかった箇所についても、市町村と連携して情報の収集・整理を行い、現地の状況に応じて点検調査を行う